

(別紙)

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一) 共済組合法関係</p> <p>第111条関係</p> <p>1 [略]</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>月間の高額療養費（施行令第11条の3の3の規定により支給される高額療養費をいう。）</u> 月間の高額療養費の算定対象となつた同一月内における次に掲げる日のうち、最も遅い日の翌日</p> <p>[(イ)・(ロ) 略]</p> <p>(4) <u>年間の高額療養費（施行令第11条の3の4第1項から第7項まで及び第11条の3の4の2の規定により支給される高額療養費をいう。（ロ）において同じ。）</u> 又は<u>高額介護合算療養費</u> それぞれ次に掲げる日</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ロ) 計算期間の末日以外の日に死亡した組合員に係る当該死亡した日の属する計算期間中の<u>年間の高額療養費又は高額介護合算療養費</u>を請求する場合 死亡した日の翌日</p> <p>[(5)~(7) 略]</p> <p>[2~5 略]</p>	<p>(一) 共済組合法関係</p> <p>第111条関係</p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>高額療養費</u> <u>高額療養費の算定対象となつた同一月内における次に掲げる日のうち、最も遅い日の翌日</u></p> <p>[(イ)・(ロ) 同左]</p> <p>(4) <u>高額介護合算療養費</u> それぞれ次に掲げる日</p> <p>(イ) [同左]</p> <p>(ロ) 計算期間の末日以外の日に死亡した組合員に係る当該死亡した日の属する計算期間中の<u>高額介護合算療養費</u>を請求する場合 死亡した日の翌日</p> <p>[(5)~(7) 同左]</p> <p>[2~5 同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この改正は、令和8年8月1日から適用する。